

中野区教育委員会会議録

平成28年第4回定例会

平成28年2月12日

中野区教育委員会

平成28年第4回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年2月12日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時49分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 増田 明美

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（特別支援教育等連携担当） 永田 純一

教育委員会事務局副参事（就学前教育連携担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（幼児施策調整担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

15人

○議題

1 議決事件

- (1) 第9号議案 中野区立幼稚園条例の一部改正手続について
- (2) 第10号議案 中野区職員の退職管理に関する条例の制定に係る意見について
- (3) 第11号議案 定期異動に伴う中野区立学校校長及び副校長の内申について

2 協議事項

- (1) 第三・第十中学校統合新校改築にかかる施設整備について（学校再編担当）

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 2月5日 平成26・27年度「学校教育向上事業」研究指定校大和小学校研究発表会
- ② 2月7日 第7回中学生「東京駅伝」大会
- ③ 2月10日 第66回中野区小学校教育研究会研究発表会
- ④ 2月10日 平成27年度中野区立中学校教育研究会研究発表会

(2) 事務局報告

- ① 中野区基本構想検討案及び新しい中野をつくる10か年計画(第3次)(改定素案)について(子ども教育経営担当)

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

本日は、午前11時より、中野区総合教育会議の開催が予定されておりますので、本日の教育委員会の会議は非公開での審議を予定している議事を含めまして、10時50分を目途に終了させていただきます。よろしくをお願いいたします。

また、本日の協議事項の「第三・第十中学校統合新校改築にかかる施設整備について」の資料は、検討段階での資料となりますので、後ほど回収させていただきます。

ここでお諮りします。

本日の議決事件、第11号議案、「定期異動に伴う中野区立学校校長及び副校長の内申について」は、非公開での審議を予定しています。

したがって、日程の順序を変更し、議決事件、第11号議案の審議を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決事件、第11号議案の審議を日程の最後に行うことに決定いたします。

<議決事件>

田辺教育長

それでは日程に入ります。議決事件、第9号議案、「中野区立幼稚園条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

子ども教育部副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、第9号議案、「中野区立幼稚園条例の一部改正手続について」ご説明をいたします。

提案理由といたしましては、保育料の算定方法の規定を整備する必要があるといった内

容でございます。別紙「中野区立幼稚園条例の一部改正について」という資料をごらんください。

市町村民税が課税されていない者の保育料の算定方法について、中野区立幼稚園条例に下記のとおりの規定を追加するものでございます。

1番、内容といたしましては、保育料を算定する際、市町村民税が課税されていない者の保育料の算出方法について規定を追加するものでございます。

施行期日は公布の日からです。

改正内容については、裏面をごらんください。右が現行、左が改正案でございます。改正案の備考の2番、こちらのほうで幼稚園の保育料の算定をする場合におきまして、市町村民税の賦課期日に住所を有しない者については、規則に定めることにより保育料の徴収基準表を適用するといった内容を新たに盛り込むものでございます。

また、表面にお戻りいただきまして、スケジュールといたしましては、今回、平成28年第1回区議会定例会のほうに議案の提出を予定させていただいております。

また、その他といたしまして、今回、条例の改正に伴いまして、中野区立幼稚園条例施行規則に所要の規定を追加いたします。

また、婚姻歴のないひとり親家庭への寡婦（寡夫）控除のみなし適用の実施をするために、規則について所要の規定を追加する予定でございます。

補足説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第9号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議決事件、第10号議案、「中野区職員の退職管理に関する条例の制定に係る意見について」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第10号議案についてご説明いたします。

まず、提案の理由でございますが、中野区職員の退職管理に関する条例の制定について、区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要があるということでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。資料をごらんください。

この条例は、地方公務員法等の改正により、現在、人事担当で制定に向けた準備をしているものです。条例に、教職員等、県費負担職員も対象とするため、読替規定を加えるものです。

まず、本条例の内容ですが、大きく三つあります。制定内容をごらんください。

1点目は、「再就職者による依頼等の規制」についてです。これは、離職後に営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職員への働きかけを禁止するものです。

2点目は、「任命権者への届出」です。管理職職員であった者が、退職後2年間に営利企業等に再就職した場合に、再就職情報の届出を義務付けるものでございます。

3点目は、届出をしなかった者、又は虚偽の届出をした者に過料を定めるものです。

次に、読替えについてですが、第3条における任命権者を中野区教育委員会と読み替えるものです。こちらは、議案の第3条、最終ページになりますが、後段のところに示させていただきます。

本条例は、平成28年4月1日から施行します。今後のスケジュールといたしましては、平成28年区議会第1回定例会に条例案として提出をする予定でございます。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

この「制定内容」の(2)なのですけれども、これはどういうことをしようとしているものなんでしょうか。(1)のほうはわかるような気がするのですが、ちょっと教えていただければと思います。

指導室長

こちらは、営利企業等に再就職した際の情報を、行政としてきちんと把握した上で、不適切な対応がないようにするために定めるものでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにご発言ございますか。

渡邊委員

「再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職員への働きかけを禁止する」とはどのような意味なのか、教えていただけますか。

指導室長

こちらは、現職の際に関係した職務、この場合、教員等ですと教員がかかわるような仕事に対して、例えば、営利企業に再就職した際に、その関係の契約事項に関するような働きかけを元の職場にしてはならない、そういう内容でございます。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

ありがとうございます。

もう1点、「任命権者への届出」は、これは管理職職員のみで、一般の職員は関係ないというふうに考えるのですか。

指導室長

原則、そのような形になっております。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、第10号議案について、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第10号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

<協議事項>

田辺教育長

続いて、協議事項、「第三・第十中学校統合新校改築にかかる施設整備について」を協議いたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

第三・第十中学校統合新校改築にかかる施設整備について、資料のほうをごらんください。この件につきましては、平成27年10月30日第27回定例会において、第十中学校の改築に係る基本構想・基本計画策定支援業務委託の進めていくという報告をしました際に、導入を予定している機能ということで、図書館機能・教育センター機能・子ども家庭支援センター機能ということでご報告していたところですが、一定の方向性がまとまりましたのでお示しするものです。

本日の資料ですが、まず「導入する機能等について」、そして「導入する機能の基本的な考え方」、そして「導入する機能の連携について」、現段階で想定している「施設の概要」、最後に複合施設全体の整備について、スケジュールという構成になっております。

それでは、最初に「I 導入する機能等について」ですが、当初予定しておりましたとおり、三中と十中の統合新校のほかに、図書館機能・教育センター機能・子ども家庭支援センター機能を導入していきたいと考えております。図書館につきましては、区立図書館の今後の取り組みを踏まえまして、より専門性の高い機能を備えるとともに、児童・生徒の学習環境を充実するために、学校施設との複合化を目指していきます。

また、現在、多様化・複雑化する子育てや教育の問題（相談）に一体的な対応をしていく、また、そうした対応を早期に実現していくために、教育センターと子ども家庭支援センター機能を導入いたします。

続きまして、「II 導入する機能の基本的な考え方」ですが、まず統合新校につきましては、中野区立小中学校施設整備計画で基本的な考え方をまとめておりますので、それに沿った形で、多機能・高機能な施設として整備していきます。

続きまして、2ページのほうをごらんください。「(2)専門性の高い図書館」につきましては、専門性の高い図書館ということで、一つにはビジネス支援型、もう一つには教育や子育てに関連した専門書を充実していきたいというふうに考えております。

「(3)教育センター及び子ども家庭支援センター」につきましては、子どもの養育と教育、そこから発生します様々な相談、そして支援について一体的に対応できるような機能を整備していきます。

なお、今後、児童相談所の移管が予定されておりますが、その際に児童相談所の機能や事業をきちんと展開できるような施設として整備していきます。

こうした機能の連携について、「Ⅲ 導入する機能の連携について」のところをごらんください。まず、「(1)学校と図書館を複合化することの効果」でございます。①としまして、図書館の蔵書やレファレンスサービス等を利用して学校教育活動の充実を図ることができます。②としましては、生徒の興味や発達段階・読書力にあった資料の紹介等、学ぶ機会の拡充や、学校教育から生涯学習への接続が期待できます。③としましては、学校から図書館を通して、地域・区民への発信が可能となります。具体例のほうはお読み取りいただきたいと思っております。

そして、「(2)子どもに関する専門性の高い相談支援体制を一体化することの効果」ですが、①としまして、子どもの育ちや教育に関する専門相談体制を整備することにより、気軽にわかりやすくなるということと、それから気軽に相談できるワンストップ窓口が設置できます。それから、②としましては、子どもや家庭を多角的に評価し実態を正確に把握することで、多機関の連携による的確な支援をコーディネートできます。③としまして、養育と教育が一体となった専門相談支援拠点を整備することで、相談者のニーズに応じた支援の充実、そしてアウトリーチ対応の強化や、子どもの成長に応じた切れ目のない継続的な支援の充実を図ることができます。

それでは、「施設の概要」ですけれども、資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

こちらにつきましては、現在、想定しております各施設に配置するお部屋の状況を記載したものでございます。こうした、諸室を整えていきたいと考えております。

こちらのほうは、後ほどごらんいただきたいと思っておりますけれども、特にこの網がけしている部分ですが、こちらが、現在、連携する機能というふうに考えておりまして、例えば、学校図書館は図書館内に配置をしていきたいということで、学校図書館コーナーというふうになっております。

それから、図書館のほうの下、「研修室」ですが、相談機能の研修室と兼用ができます。

それから、「教育資料センター」という記載ですが、こちらは、現在、教育センター内にある資料をこちらの図書館に配置をしていきたい、こういったことで連携する機能として考えているところでございます。

それでは、5ページのほうをごらんいただきたいと思っております。「Ⅴ 複合施設の整備について」でございます。

こうした学校複合施設として整備していくに当たりまして、様々な配慮をする必要があるということで、(1)「連携する諸室の考え方」としましてそれぞれの施設を利用する方

の動線や配置についての考え方を記載してございます。

それから、(2)としましては、セキュリティは十分に配慮する必要があるということで、施設配置、人的な管理体制を含めまして、安全管理に十分留意したいということで、①から④まで記載をしてございます。

それから、今回、相談者が来る施設ということもありますので、「相談者等のプライバシーに配慮するための考え方」としまして、(3)のほうに書かせていただきました。セキュリティ、それからプライバシーの配慮につきましては、今後、施設の配置や運用方法等を検討していく中で、十分に議論を尽くしていきたいというふうに考えております。

それから、施設整備のスケジュールでございますが、記載のとおりになっております。

内容の説明は以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員の皆様からご意見、ご質問等の発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

図書館のことについて、ちょっと教えていただきたいのですが、今、中央図書館があつて、各地区に図書館があるわけですが、そういう今の図書館の地域全体のシステムの中で、専門性の高い図書館というのはどういうふうな位置付けになるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

中央図書館を含めると、現在は8館の体制ということで、図書館サービスを提供しているところでございます。今般、10か年計画の改定素案の中で、本町図書館と東中野図書館を統合するというような形を想定したものでございます。今般、統合して新たな専門性を深めた充実した図書館を、三中・十中統合新校のところに複合施設として導入を図るということでございます。ほかの図書館につきましては、今般の10か年改定素案におきましては、鷺宮図書館についての記述を載せておりまして、鷺宮小学校跡に区民活動センター・地域事務所・すこやか福祉センター等と合わせて導入を図る計画ということで、現在のところそのようにお示しをさせていただいているところでございます。

田辺教育長

専門性の内容を少し、説明していただけますか。

副参事（子ども教育経営担当）

これまでも、特色ある図書館づくりを進めてきたわけでございますが、今回の10か年計

画改定素案の中でも記載をさせていただいてございますけれども、今後につきましては、より専門性の高い図書館、蔵書構成の充実、あるいはレファレンスサービスの充実ということで、今回、三中・十中統合新校のところの複合施設につきましては、ビジネス支援でございませうか、教育あるいは子育て・児童心理等の部分で専門性を高めていきたいと考えております。ほかの地域につきましても、それぞれ例えば、環境の問題でありますとか、防災の問題でありますとか、まちづくりの問題でございませうか、非常に区民の皆様の関心の高い分野が様々ございますので、そういったところにつきまして、今後、専門性を高めていくようなことで進めていきたいと考えているところでございます。

田辺教育長

少し補足しますと、今、図書館で、その図書館にない本でも区内のほかの図書館から、リクエストすればすぐに届けられるというような仕組みになっていました、インターネットで予約ができたということがありますので、少し各館の役割を特化させていって、区内全体の図書館を区民の方が利用できるよというよなことで、少し専門性を強化した図書館で、そこの得意分野で図書にかかわる事業とか、講座なども展開できるのではないかなと。より区民の生涯学習の支援をさせていただきたいと思っています。

渡邊委員

こういった施設というのは、都市部においては、今後、展開されるのだろうということで、非常に期待と関心を持っております。

統合新校の施設の規模については、中野中学校が最近造られた学校として、その中で幾つか挙げられた問題点を踏まえて、一つの教室を複合的に利用するとか、そういったことに必要な広さについて、十分検討された形での規模なのでしょうか。

それと、相談支援体制につきましては、今まで教育センターという施設があつて、それに関して、以前よりも規模が小さくなったのか、大きくなったのか、その中で児童相談所が移管されるということになれば少し規模が大きくなっていなければいけないのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。あと、もう1点ですけれども、一番最後のページにあつた「屋内運動場、校庭については、学校と区民の共用」と、災害時に利用というのはいいのですけれども、共用とはどのようなことなのか、今の段階で検討されていることだけでもいいですけれども、ちょっと教えていただけますか。

副参事（学校再編担当）

施設の広さですけれども、学校のところにつきましては、中野区立小中学校施設整備計

画における施設の基本的な考え方がありまして、そちらの標準の大きさを、今、こちらに記載してございます。

それから、図書館につきましては、先ほど本町図書館と東中野図書館を合わせた形という話もありましたけれども、面積的には、本町図書館と東中野図書館の面積の合計よりも大きな形になっております。

それから、相談支援体制のところですが、教育センターよりも広がっております。それから、児童相談所に移管されたときには、現在、こちらで行っている事業が、そこに施設としては転換できるような形を今は想定しております。

それから、最後のご質問の、屋内運動場、校庭についての学校と区民の共用というところは、今現在、行っている形以上のものは、現時点では想定していないので、現在と同様の利用方法ということで、記載しております。

渡邊委員

ありがとうございました。

小林委員

まず、専門性の高い図書館ということについては、私も非常に大事なことだと思います。

従来ですと、中央図書館があって、7つの地域館はその支店のような印象で、どこでも同じものを、同じサービスをとというのは基本的な考え方だったと思うのですが、思いきりこの地域性だとか、立地条件だとか、そういったところで特化して、中野区全体であそこに行けばこれがよく調べられるというような、そういったものを、今後、全体で中央図書館も含めて、図書館のデザインというのでしょうか、そういうものを更に明確にして、それぞれ特色のある専門性の高い図書館をつくっていただきたいなと思っています。

今、渡邊委員からもありましたように、学校図書館と共用していくということで、学校教育から生涯学習への接続が期待できるということは、これは極めて重要なことでもありますので、スペース的なことと、私はスペースよりも、そこでの人材だとか、つなぎ役だとか、それから教員が意識を持ってそのように活用するとか、そこら辺が非常に大事だと思うのですが、そういったことも視野に入れて、ぜひいい形で進めていただければと思います。

施設のことで幾つかお伺いしたいのですが、プールというのは、今のところ計画では区民に開放するのか、屋内で年間を通して泳げる形にするのか、その辺はいかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

まだ、その点については決まっていません。これから検討してまいります。

小林委員

これは、要望ですけれども、私、個人的には区民にも開放し、かつ年間を通して泳げるようなものが望ましいなと思っています。全ての公立学校にプールがありますけれども、実際、プールを使う時期というのは非常に限られていて、費用対効果を考えたときに、いかなものかというのは常に思っています。年間を通して泳げる仕組みを全ての学校は難しいと思いますけれども、幾つかのところで、そういったものを実施して、よりいい質の高い教育というか、指導を提供できればいいなというふうに思っています。

それから、先ほど私もちょっと懸念していた、児童相談所の機能が入った場合、スペース的なものはどうなのかなということですが、これも是非十分検討されているようだけれども、まずスペースというのは大きな問題になると思いますので、ゆとりを持った計画をしていただきたいなと思っています。

それから、3ページ、4ページの「施設の概要」を見ると、1ページ目の導入する機能の中には教育センターという記載があるのですけれども、教育センターは確かに相談支援体制が、かなり大きな比重を占めているのですが、例えば、教育センターとして、教員の研修であるとか、研究であるとか、そういった部分は、やはり大きく一つ柱立てとして必要なことではないかなと思っています。特に、教員の指導力や授業力、更には、今、若手の教員が非常に多いということを考えてときに、やはり区の教育委員会のレベルでもしっかりと区内の教員の研修及び研究を後押ししていくということは、私は大事だと思います。やはり教員は研究を進めていかないと指導力が付かないというのを、私、個人的に思っていますので、ぜひこのような形で相談支援体制と置き、目出しも必要ですけれども、教員の研修・研究機能というものを大きくそこに位置付けて、スペースだとか、予算だとかはともかくとして、そういったソフト面でしっかりと位置付けていくということをしていく必要があるかなと思っています。これも要望になるかと思いますが、ぜひ、今後、お考えいただきたいなというふうに思っています。

それから、この中には適応指導教室も入ると思うのですけれども、学校に行けない子どもたちが、学校と同じの施設にある適応指導教室に行くということが、一つ大きな課題としてあると思うのですが、動線の工夫だとか、その辺は今の段階でどういうふうにお考えいただいているのか、ちょっと教えていただければと思います。

指導室長

今、委員のおっしゃったように、適応指導教室に通う子どもたちは様々な状況を抱えているので、その心のケアが非常に重要だというふうに認識しています。その上で、動線の確保であるとか、あとは施設の環境における学校との差異を明確化することで、より通いやすい、そして通ったときには充実した教育活動、活動ができるようなことを工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

田辺教育長

ほかによろしいですか。

それでは、この報告につきましては、今後、スケジュールにもありますけれども、現在、基本構想の策定に着手したところですので、今のご意見を踏まえて基本構想を策定していきたいというふうに思っておりますので、また逐次ご報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、事務局から一括してご報告いたします。2月5日、平成26・27年度「学校教育向上事業」研究指定校大和小学校研究発表会に田辺教育長が出席されました。2月7日、第7回中学生「東京駅伝」大会に田辺教育長が出席されました。2月10日、第66回中野区小学校教育研究会研究発表会に田中委員が出席されました。同じく2月10日、平成27年度中野区立中学校教育研究会研究発表会に田辺教育長が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員。

田中委員

第66回中野区小学校研究会研究発表会の道徳部会のほうへ参加してきました。

2018年度から教科化されるということで、大変熱のこもった授業が展開されていて、子どもたちもすごく積極的にかかわってとてもよかったなと思いました。ただ、最後の講評のところで話が出ていたのですけれども、このときに授業されたのは道徳部会の先生方で非常に熱心に取り組んでこられたのですけれども、今後2018年度から教科化されると、ほかの部会の教員の先生方も道徳に取り組むということで、学校による差だとか、教員による差というのが、やはりこれから課題だろうということは講師の先生がおっしゃっていましたので、また区内でも、ぜひそういったところに対応を考えていただければと思います。

あともう1点、先週の日曜日に、保育園の保育士の方たちを対象にした研修会がつくば市であって参加してきたのですけれども、そのときに事故の話がありまして、やはり事故というのは、ここ10年来子どもたちの重篤な事故、死亡事故が多いということで、寝るときと、食べるときと、遊ぶとき、ここに重篤な事故が起きているので、注意しなさいとか、気を付けましょうというようなことでは予防できないと。

ですから、やはり機械を、遊具を改良していくとか、そういうことが大事だということです。

それと、もう一つ、そういった重篤な事故が起きたときに、再現のしようがないそうです。どんなにそのときかかわった人が集まっても、本当にどういうことが起きたのかというのはわからない。今、内閣府の委員会では、各園にビデオを置いて、遊び場でもビデオを常に記録しておいて、何か事故があったときにそれを見ると保護者も施設側もこういふことで起きたのだということでお互いに納得できる、非常に大事なことで、何か次年度から少し予算化されるような話もしていましたので、その辺もまた現場で検討いただければと思います。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいですか。

それでは続いて事務局報告に移ります。

中野区基本構想検討案及び新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（改定素案）についてですが、前回、2月5日の教育委員会で、事務局よりご報告させていただきましたが、本日は改めて補足説明がございますので、事務局から報告をお願いします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、お手元の資料によりまして、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（改定素案）に関しまして、補足説明をさせていただきます。お手元の資料、「今後の認定こども園の考え方について」をごらんください。

新しい中野をつくる10か年計画（第3次）改定素案におきまして、お示ししている、今後の認定こども園の整備について、現時点の考え方について説明をさせていただきます。

1番、趣旨でございますが、様々なライフスタイルの家庭がご利用できまして、幼稚園と保育所機能が一体的に提供され、子ども・子育て支援新制度においても推進されている認定こども園の整備を進めていきたいというふうに考えているものでございます。

2番の「認定こども園の整備の考え方」でございます。幼稚園需要への対応を維持するとともに、幼稚園と保育所の一体的な機能が提供できるよう、新たな認定こども園の整備と合わせまして、区立幼稚園の幼稚園定員枠を活用した認定こども園化を進めていきたいというふうに考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙1をごらんください。「今後の認定こども園」というところでございます。そもそも、認定こども園と申しますのは、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能といったものを持っている施設でございます。

形態といたしましては、基本となる施設の類型によりまして、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、それから地方裁量型の4類型に分かれるものでございます。簡単に言いますれば幼稚園機能、それから保育園と一緒に運営をしているといったようにご理解いただければというふうに思います。

特色といたしましては、幼稚園と保育所の機能の一体的な提供といったようなところがございますので、生活スタイルに変更があっても同一の施設に通園することができるというものでございます。

また、区内に2か所、現在、認定こども園がございますけれども、保育所よりも高い人気があるというふうに判断しているといったところや、国は政策的に誘導しているところでございますけれども、転換する予定の幼稚園、それから保育園は現在のところはないといったようなところでございます。

認定こども園の需要でございますけれども、子ども・子育て支援新制度に当たりまして、平成25年に子ども子育てアンケートを実施いたしました。そうしましたところ、認定こども園の幼稚園コース、保育園コースには、表記してあるとおり、多数の利用の希望があり

ました。でも、現在その右側認定こども園の整備状況といったところでございますけれども、幼稚園コースが、今、区内では 255 人分、それから保育園コースが、165 人分という定員設定になっているといったようなところでございます。

幼稚園の増設予定は、現在ございませんけれども、保育園の増設予定があるといった中では、幼稚園の需要を維持したまま認定こども園として整備をしていきたいというふうに考えたものでございます。後段の点の丸で囲ったところでございますけれども、現在、中野区内には、北と南に既存園が 2 園ございます。そういった施設配置から考えますと、中野区の中央部に新しい認定こども園を 1 園、整備をして誘致をしていきたいといったところとともに、現在、上鷺宮と東中野にございます区立幼稚園 2 園を、順次、認定こども園に転換していきたいというふうに考えてございます。

裏面、今の別紙 1 の裏面にお進みいただきますと、スケジュールをお示しをしております。まず、幼稚園の需要に対応するために平成 28 年度から一番上に書いてございます、「中央部新園」ということで、中央部に新園を整備いたします。その間にひがしなかの幼稚園、かみさぎ幼稚園の順に平成 30 年度から定員調整を行いながら、1 園ずつ転換を図っていきたいというふうに考えております。

そのため、この 4 月に入園する 3 歳児のお子様に関しては、直接的な影響は受けない計画というふうに考えているところでございます。

ひがしなかの幼稚園に関しましては、平成 31 年度の 16 人の 5 歳児で最後といったところ、あとかみさぎ幼稚園に関しましては、平成 34 年度の 5 歳児 32 人を最後に閉園をして建て替え、民営化を考えているところでございます。

また、最初資料にお戻りいただきますと、3 番、「整備する認定こども園」ということで、改めてご説明させていただきますと、(1) といましては、新設する認定こども園といまして 1 園、それから(2) といまして、区立幼稚園の認定こども園への転換として 2 園というふうに考えてございます。

4 番 といまして、「区立幼稚園の転換方法」といましては、在園の児童の卒園後に特色ある幼児教育の提供や、園舎の老朽化及び認定こども園化に伴いまして、調理室等の必要性がございますので、園舎を建て替えて民営化による認定こども園の整備を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

補足説明は以上でございますが、現在、今、お話しした同じものを持ちまして、今週の火曜日 9 日に 10 か年計画の改定素案についての関係団体への説明ということで、ひがしな

かの幼稚園、それからかみさぎ幼稚園の保護者の方を中心に、意見交換会をさせていただいたところでございます。その意見交換会の中では、現在、区立幼稚園に関しまして、大変高い評価をいただくお声を保護者の方を中心に大変多くいただいております、区立のまま継続できないのかといったようなご意見ですとか、あと特別な支援が必要なお子様に関しまして、今、区立幼稚園のほうで保育をしているという現実の中では、民営化それから認定こども園化に伴いまして、そういったお子さんの保育ができるのかといったようなところが大変心配だというようなお声をいただいているところでございます。また、全員が卒園してからの建て替えになりますので、最後5歳児だけになって十分な保育ができるのかといったことですか、今、区立幼稚園は地域とのかかわりの中で運営しているというところがございますので、そういったところの地域との関係、あと先生方はどうなるのかなど、ご意見、ご質問をいただいたところでございます。

補足説明は以上でございます。

田辺教育長

初めに、この認定こども園の考え方につきまして、ご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

渡邊委員

認定こども園にするということについては計画なので、まだ決定ではないというふうには私は捉えてはいるのですが、やはり議論しなければいけない点が多々あるのではないかなというふうに思います。幼稚園の機能が認定こども園で担えるのかという、そういう話もありますし、また、私立なのか、区立なのか、これについても十分に議論しなければいけないのかなと思っております。

それと、特別な支援を必要とする児童の受入れにつきましては、皆さんもご存じのとおり、区立幼稚園に多くのそういった支援を必要とする児童が在籍しているわけでありまして、その受入れをどのようにするのか、今、ここで結論を出すのは難しいと思っておりますけれども、このことについては、意見交換会でいただいたご質問のとおり、我々としても明確にしていかなければいけないのではないかなと思っておりますので、またちょっとこれについては、十分説明をしていただきたいなというふうに思っております。その辺り私としては、非常に心配しているところですので、どうぞよろしくお願いいたします。

田辺教育長

ほかにご発言はございますか。

田中委員。

田中委員

今、報告にあったように、現状の区内の認定こども園2園が非常に評価が高いということなので、我々もその現場で、子どもたちがどんなふうに住んでいるのかということを見たと上で、またこの辺の議論をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

小林委員

私も同じで、私どもも、実際、施設にお伺いしたりして、次回もまた、ぜひこの議論は続けていければというふうに思っています。

田辺教育長

それでは、今の件を含めまして、ほかの施設の整備にも10か年計画の内容が含まれておりますので、次回に改めましてご意見を伺う時間を設けたいと思います。

そのほかにも、事務局から報告事項はございますか。

続いて、事務局から、次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回、定例会につきましては、2月19日午前10時から区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

<議決事件>

田辺教育長

ここでお諮りします。

議決事件、第11号議案については、人事案件となりますので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

それでは、ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたしました。

恐れ入りますが、傍聴の方は、ここで会場の外へ、ご退室をお願いいたします。

（傍聴者退席）

（以下、非公開）

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第4回定例会を閉じます。

午前10時49分閉会